

## 4. その他地球温暖化対策に関する事項

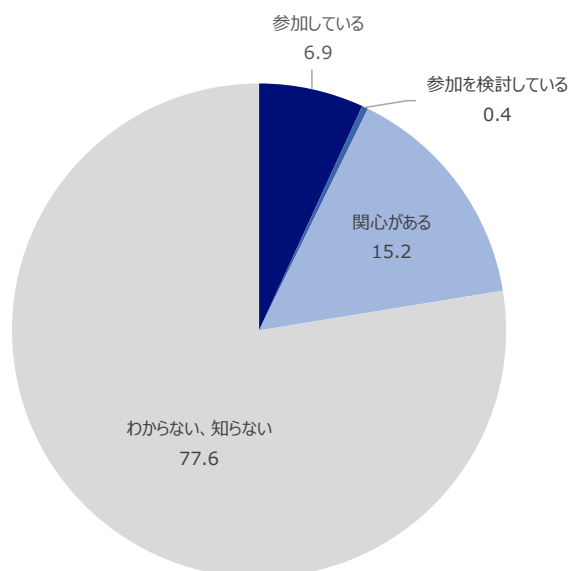
### (1) 国際イニシアチブへの参加状況 <Q3-1>

#### 1) 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況 <Q3-1(1)>

都道府県・市区町村における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」(77.6%)が最も多い。「関心がある」(15.2%)、「参加している」(6.9%)、「参加を検討している」(0.4%)と続く。「関心がある」と回答した団体は248団体で昨年度調査の203団体から45団体増加しており、関心の高まりが確認できる。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「参加している」、団体があわせて75%以上となっている。

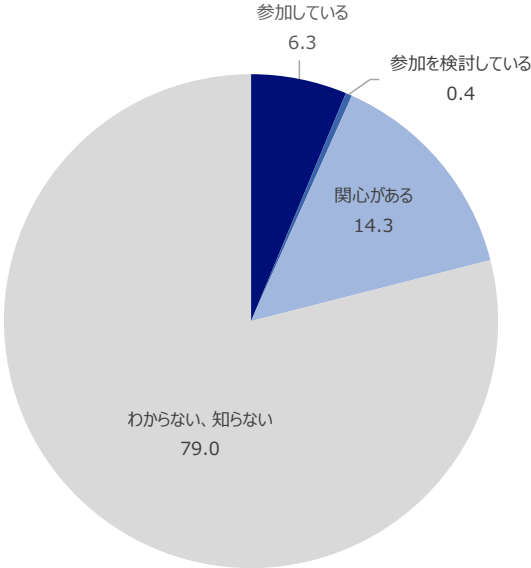
図表 176 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況



[N=1,721]

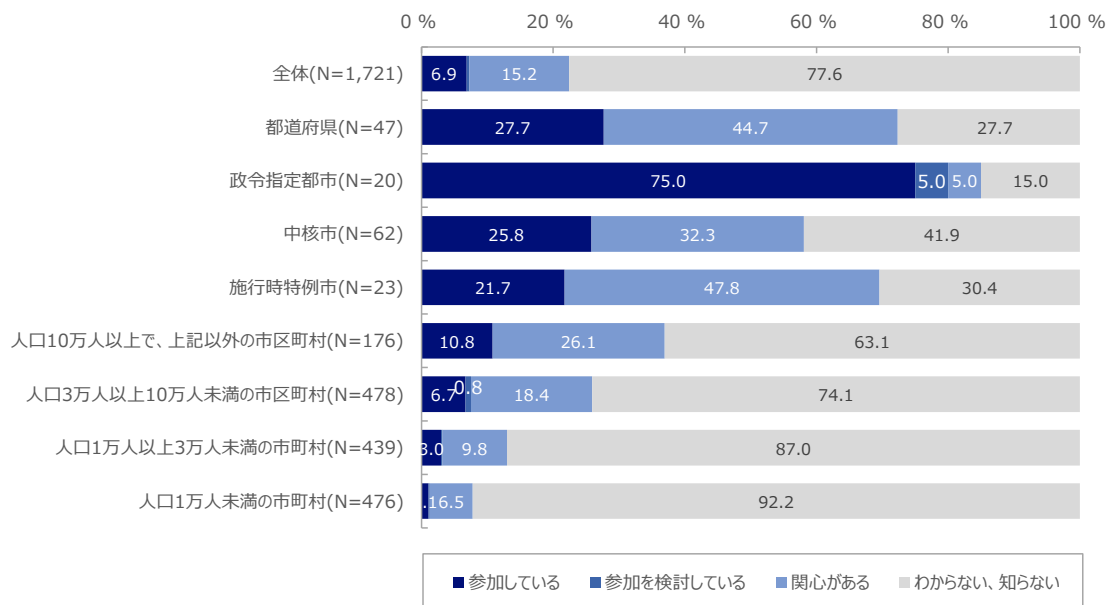
[単位: %]

図表 177 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【基礎自治体】



[N=1,674]  
[単位: %]

図表 178 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【団体区分別】



	参加している	参加を検討している	関心がある	わからない、知らない	合計
回答数					
全体	118	7	261	1,335	1,721
都道府県	13	0	21	13	47
政令指定都市	15	1	1	3	20
中核市	16	0	20	26	62
施行時特例市	5	0	11	7	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	0	46	111	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	32	4	88	354	478
人口1万人以上3万人未満の市町村	13	1	43	382	439
人口1万人未満の市町村	5	1	31	439	476
比率 (%)					
全体(N=1,721)	6.9	0.4	15.2	77.6	
都道府県(N=47)	27.7	0.0	44.7	27.7	
政令指定都市(N=20)	75.0	5.0	5.0	15.0	
中核市(N=62)	25.8	0.0	32.3	41.9	
施行時特例市(N=23)	21.7	0.0	47.8	30.4	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	10.8	0.0	26.1	63.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=478)	6.7	0.8	18.4	74.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	3.0	0.2	9.8	87.0	
人口1万人未満の市町村(N=476)	1.1	0.2	6.5	92.2	

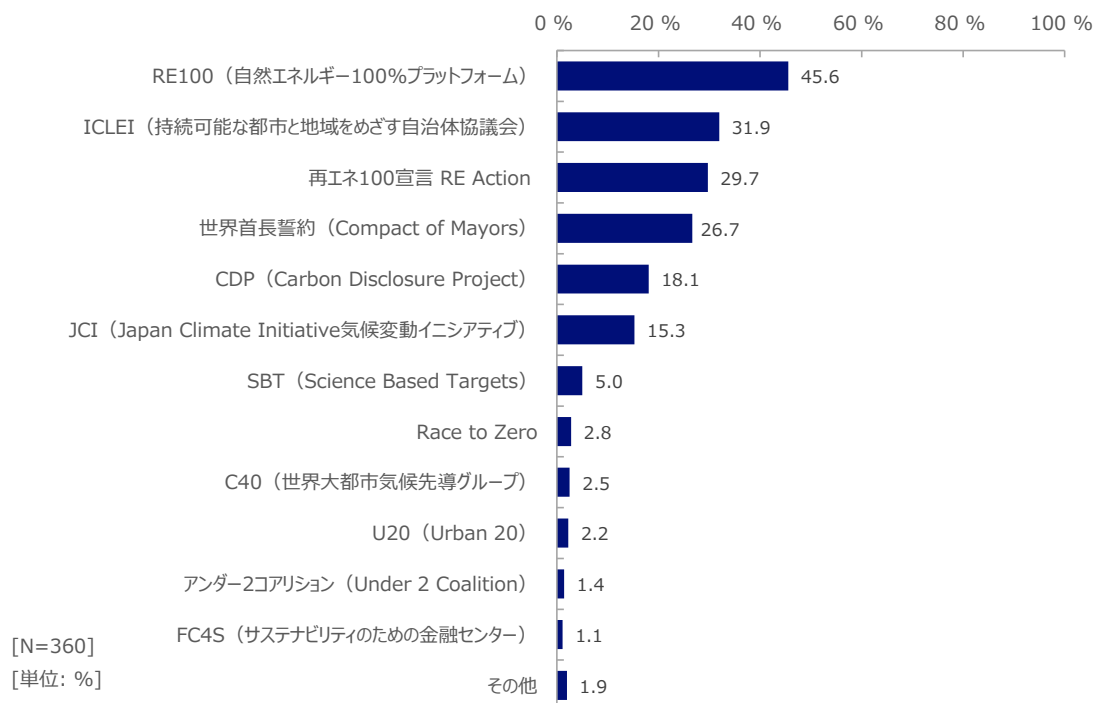
2) 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）

イニシアチブ <Q3-1(2)>

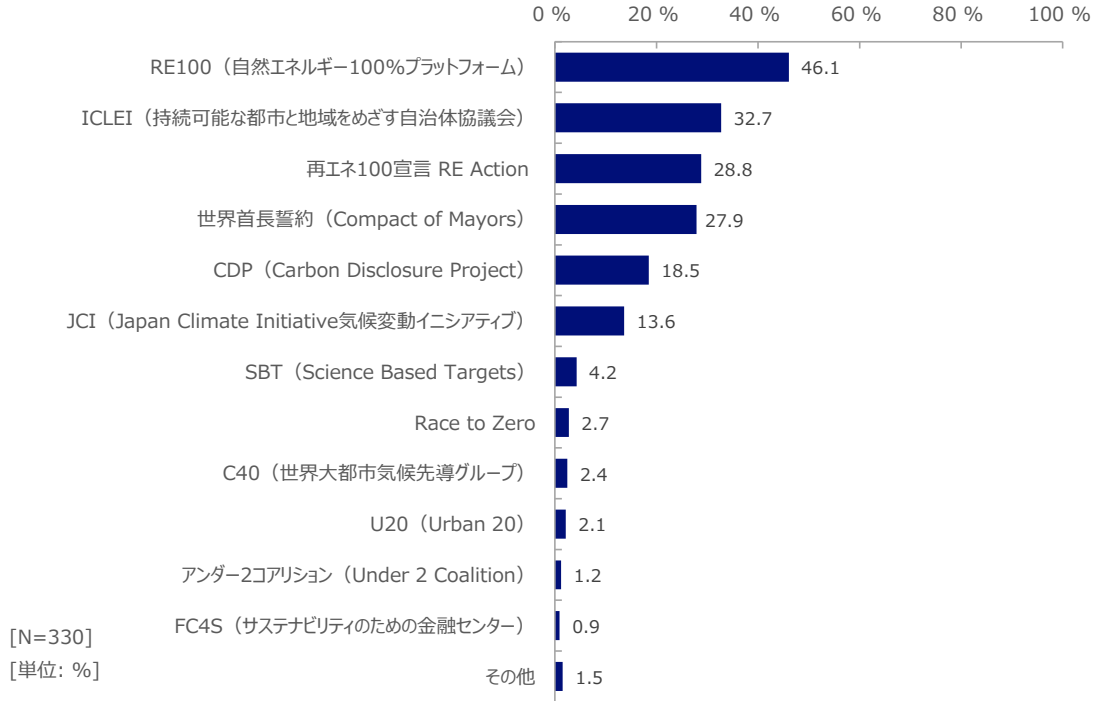
気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」(45.6%)が最も高く、次いで「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」(31.9%)、「再エネ100宣言 RE Action」(29.7%)と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、人口1万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も高い。

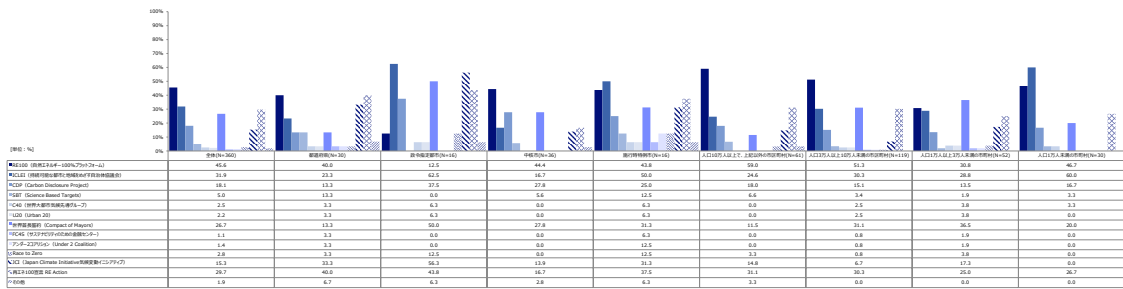
図表 179 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）  
イニシアチブ



図表 180 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ【基礎自治体】



図表 181 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ【団体区分別】



	RE100 (自然エネルギー100%プラットフォーム)	ICLEI (持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)	CDP (Carbon Disclosure Project)	SBT (Science Based Targets)	C40 (世界大都市気候先導グループ)	U20 (Urban 20)	世界首長誓約 (Compact of Mayors)	FC4S (サステナビリティのための金融センター)	アンダー2コアリション (Under 2 Coalition)	Race to Zero	JCI (Japan Climate Initiative気候変動イニシアティブ)	再エネ100宣言 RE Action	その他	合計	
回答数	全体	164	119	65	18	9	8	96	4	5	10	55	107	7	360
	都道府県	12	7	4	4	1	1	4	1	1	1	10	12	2	30
	政令指定都市	2	10	6	0	1	1	8	0	0	2	9	7	1	16
	中核市	16	6	10	2	0	10	0	0	0	5	6	1	36	
	移行特例市	7	8	4	2	1	5	1	2	2	5	6	1	16	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	26	15	11	4	0	0	7	0	0	2	9	19	2	61
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	61	36	18	4	3	3	37	1	1	1	8	36	0	119
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	16	15	7	7	1	2	19	1	1	2	9	13	0	52
	人口1万人未満の市区町村	14	18	5	1	1	0	6	0	0	0	8	0	0	30
比率 (%)	全体(N=330)	45.6	31.9	18.1	5.0	2.5	2.2	28.7	1.1	1.4	2.8	15.3	29.7	1.9	
	都道府県(N=30)	40.0	23.3	13.3	13.3	3.3	3.3	13.3	3.3	3.3	3.3	40.0	6.7		
	政令指定都市(N=16)	12.5	62.5	37.5	0.0	6.3	6.3	50.0	0.0	0.0	12.5	56.3	43.8	6.3	
	中核市(N=16)	44.4	16.7	27.8	5.6	0.0	0.0	27.8	0.0	0.0	13.9	16.7	2.8		
	移行特例市(N=16)	43.8	50.0	25.0	12.5	6.3	6.3	31.3	6.3	12.5	31.3	37.5	6.3		
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=61)	59.0	24.6	18.0	6.6	0.0	0.0	11.5	0.0	0.0	3.3	14.8	31.1	3.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=119)	51.3	30.3	15.1	3.4	2.5	2.5	31.1	0.8	0.8	6.7	30.3	0.0		
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=52)	30.8	28.8	13.5	1.9	3.8	3.8	36.5	1.9	1.9	3.8	17.3	25.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=30)	46.7	60.0	16.7	3.3	3.3	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	26.7	0.0		

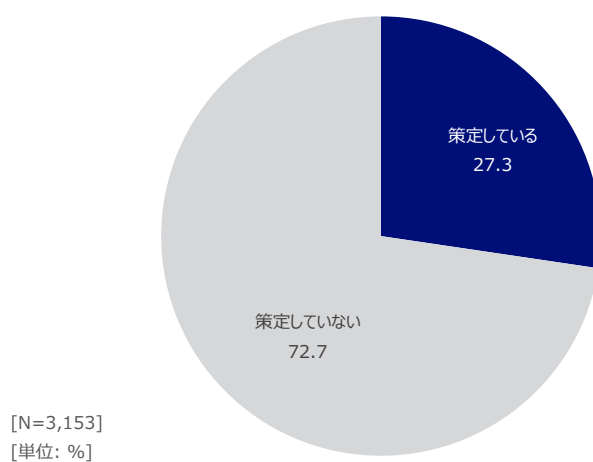
## (2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

### <Q3-2>

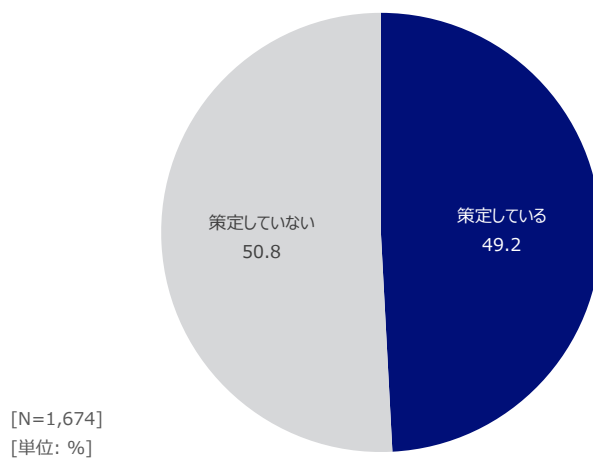
#### 1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 <Q3-2(1)>

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の27.3%である（基礎自治体においては49.2%）。

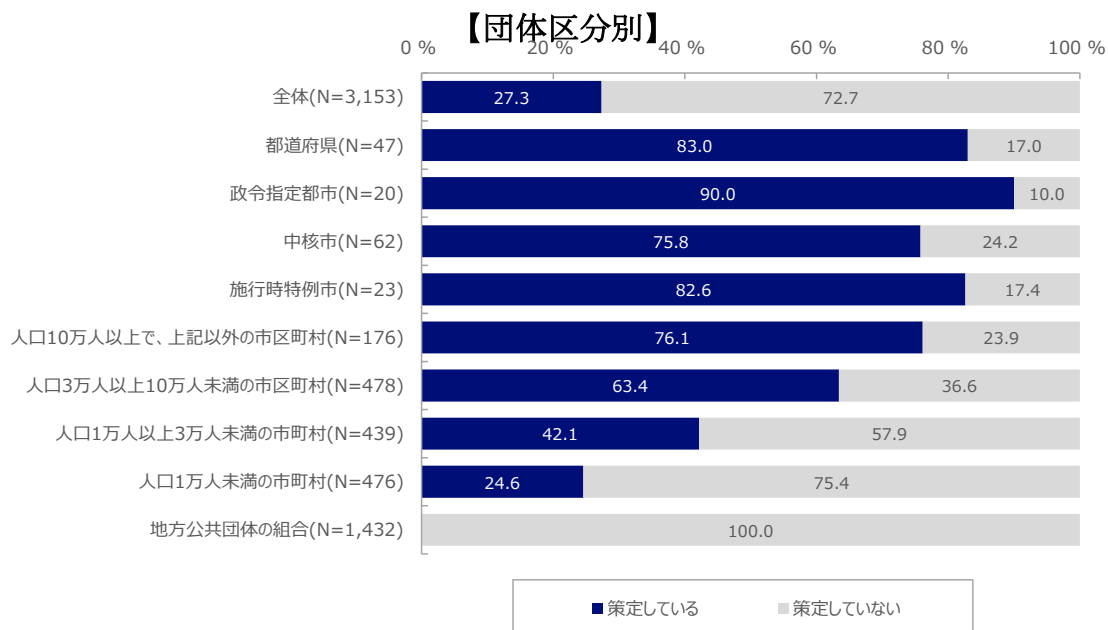
図表 182 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



図表 183 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況  
【基礎自治体】



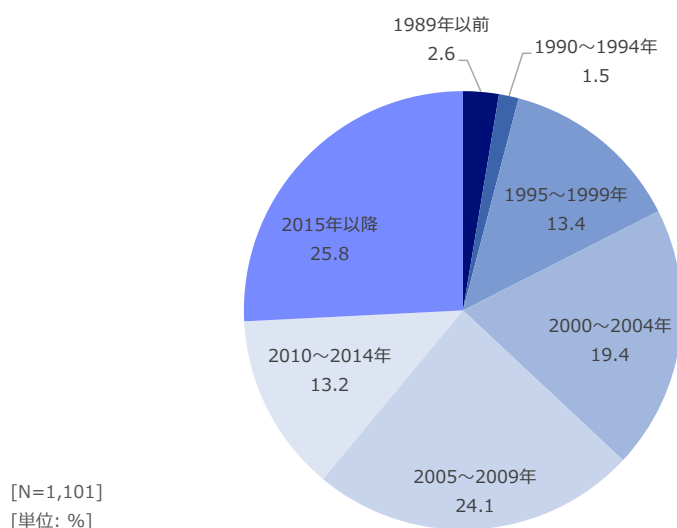
図表 184 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



		策定している	策定していない	合計
回答数	全体	862	2,291	3,153
	都道府県	39	8	47
	政令指定都市	18	2	20
	中核市	47	15	62
	施行時特例市	19	4	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	134	42	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	303	175	478
	人口1万人以上3万人未満の市町村	185	254	439
	人口1万人未満の市町村	117	359	476
	地方公共団体の組合	0	1,432	1,432
比率 (%)	全体(N=3,153)	27.3	72.7	
	都道府県(N=47)	83.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	
	中核市(N=62)	75.8	24.2	
	施行時特例市(N=23)	82.6	17.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	76.1	23.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=478)	63.4	36.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	42.1	57.9	
	人口1万人未満の市町村(N=476)	24.6	75.4	
	地方公共団体の組合(N=1,432)	0.0	100.0	

2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的 <Q3-2(1)>  
 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2015年以降」(25.8%)、  
 次いで「2005～2009年」(24.1%)、「2000～2004年」(19.4%)となっている。

図表 185 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年



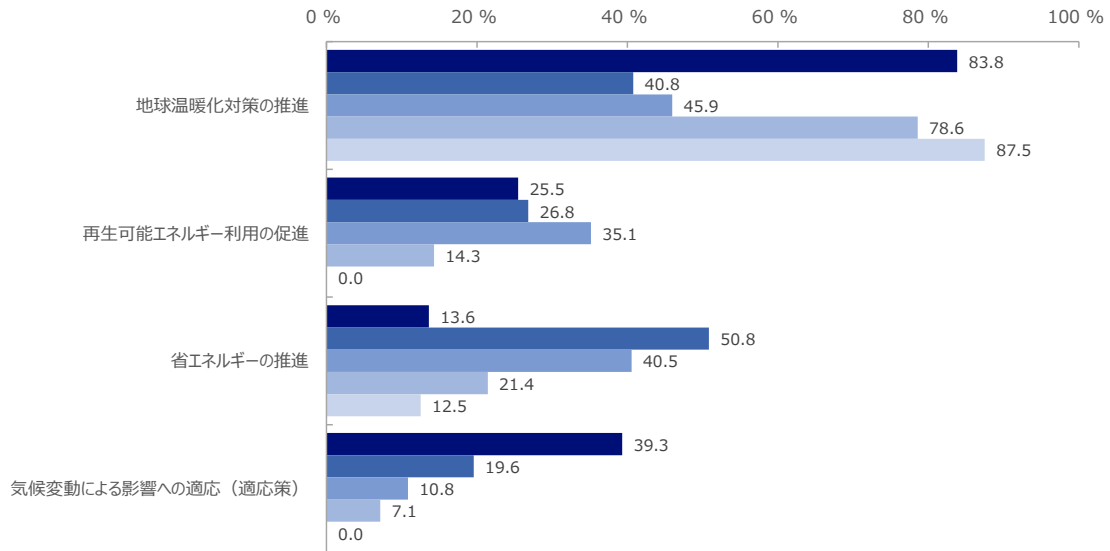
注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなく、のべ  
 条例数に占める割合である。

	1989年以前	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	2005～ 2009年	2010～ 2014年	2015年以降	合計
全体	29	16	148	214	265	145	284	1,101
比率 (%)	2.6	1.5	13.4	19.4	24.1	13.2	25.8	



条例の目的は、「地球温暖化対策推進」(75.5%)が最も多く、「気候変動による影響への適応(適応策)」(34.4%)「再生可能エネルギー利用の促進」(25.7%)と続く。

図表 186 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなく、のべ条例数に占める割合である。

		地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)	合計
全体	条例①の目的	721	219	117	338	860
	条例②の目的	73	48	91	35	179
	条例③の目的	17	13	15	4	37
	条例④の目的	11	2	3	1	14
	条例⑤の目的	7	0	1	0	8
全体		829	282	227	378	1,098
比率(%)	条例①の目的(N=860)	83.8	25.5	13.6	39.3	
	条例②の目的(N=179)	40.8	26.8	50.8	19.6	
	条例③の目的(N=37)	45.9	35.1	40.5	10.8	
	条例④の目的(N=14)	78.6	14.3	21.4	7.1	
	条例⑤の目的(N=8)	87.5	0.0	12.5	0.0	
比率(%)		75.5	25.7	20.7	34.4	

「条例①の目的」では「地球温暖化対策の推進」(83.8%)が最も高く、次いで「気候変動による影響への適応(適応策)」(39.3%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(25.5%)と続く。

「条例②の目的」では「省エネルギーの推進」(50.8%)が最も高く、次いで「地球温暖化対策の推進」(40.8%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(26.8%)と続く。

「条例③の目的」では「地球温暖化対策の推進」(45.9%)が最も高く、次いで「省エネルギーの推進」(40.5%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(35.1%)と続く。

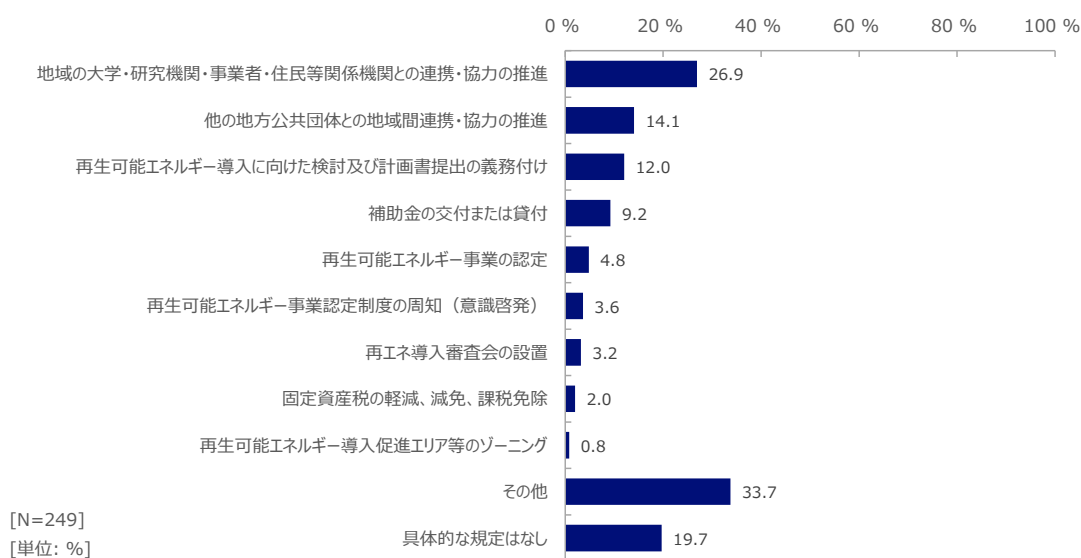
「条例④の目的」では「地球温暖化対策の推進」(78.6%)が最も高く、次いで「省エネルギーの推進」(21.4%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(14.3%)と続く。

「条例⑤の目的」では「地球温暖化対策の推進」(87.5%)が最も高く、次いで「省エネルギーの推進」(12.5%)。

「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例における制定内容 <Q3-2(2)>

「地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進」(26.9%)が最も高く、次いで「他の地方公共団体との地域間連携・協力の推進」(14.1%)、「再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け」(12.0%)、「再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け」(12.0%)と続く。

図表 187 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例における制定内容



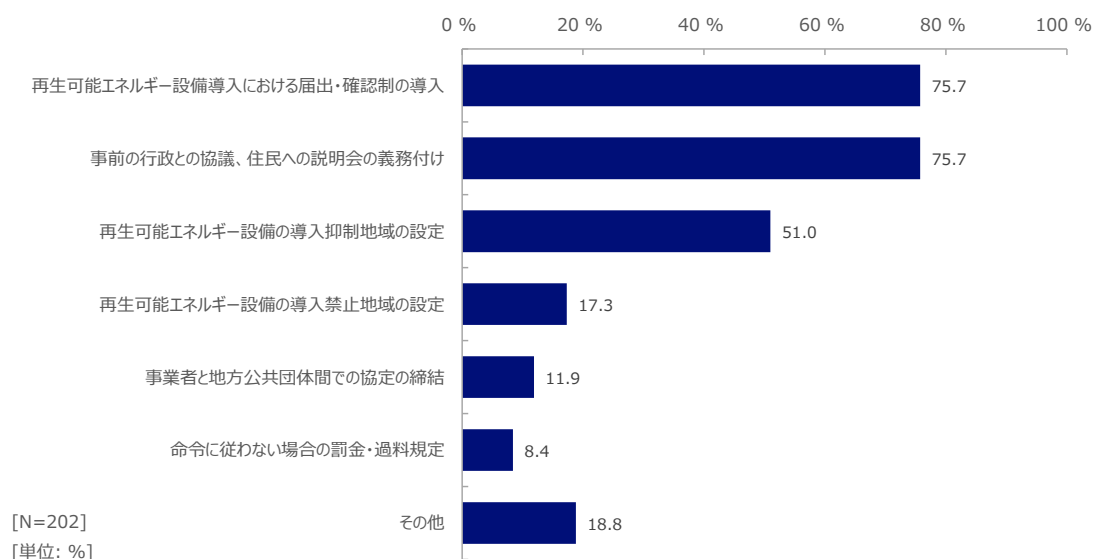
	固定資産税の軽減、減免、課税免除	補助金の交付または貸付	再生可能エネルギー導入促進エリア等のゾーニング	再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け	他の地方公共団体との地域間連携・協力の推進	地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進	再エネ導入審査会の設置	再生可能エネルギー事業の認定	再生可能エネルギー事業認定制度の周知（意識啓発）	その他	具体的な規定はなし	合計
全体	5	23	2	30	35	67	8	12	9	84	49	249
比率	2.0	9.2	0.8	12.0	14.1	26.9	3.2	4.8	3.6	33.7	19.7	

3) 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における制定内容、  
規制対象エネルギー <Q3-2(3)>

①制定内容

「再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入」(75.7%)・「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」(75.7%)が最も高く、次いで「再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定」(51.0%)と続く。「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」は昨年度回答の 67.9%から大幅に増加しており、再エネ利用が進む中で規制の整備も急速に進んでいると考えられる。

図表 188 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における制定内容

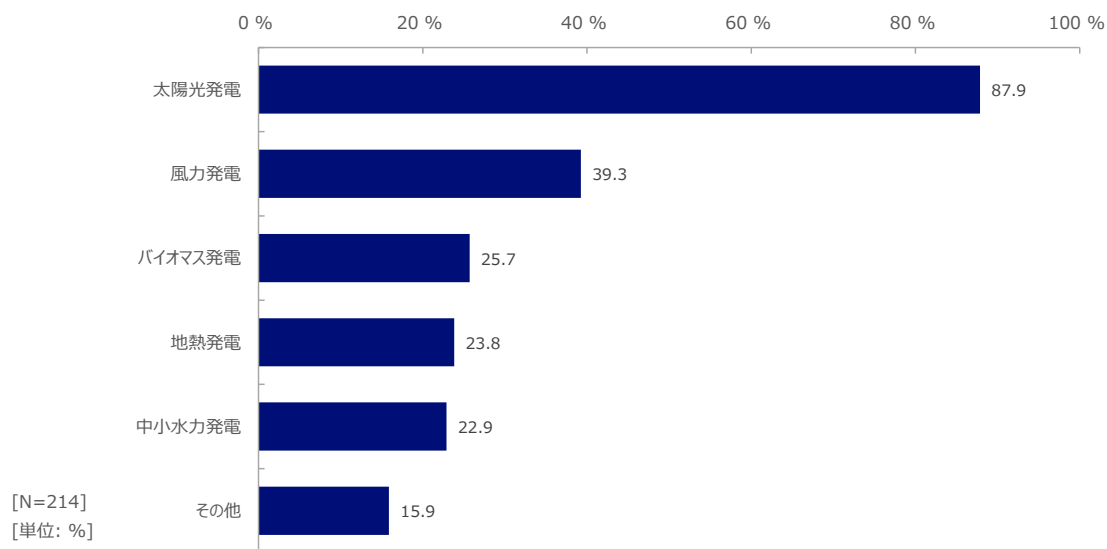


	再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定	再生可能エネルギー設備の導入禁止地域の設定	再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入	事業者と地方公共団体間での協定の締結	事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け	命令に従わない場合の罰金・過料規定	その他	合計
全体	103	35	153	24	153	17	38	202
比率	51.0	17.3	75.7	11.9	75.7	8.4	18.8	

②規制対象とするエネルギー

「太陽光発電」(87.9%)が最も高く、次いで「風力発電」(39.3%)、「バイオマス発電」(25.7%)と続く。

図表 189 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における対象としているエネルギー



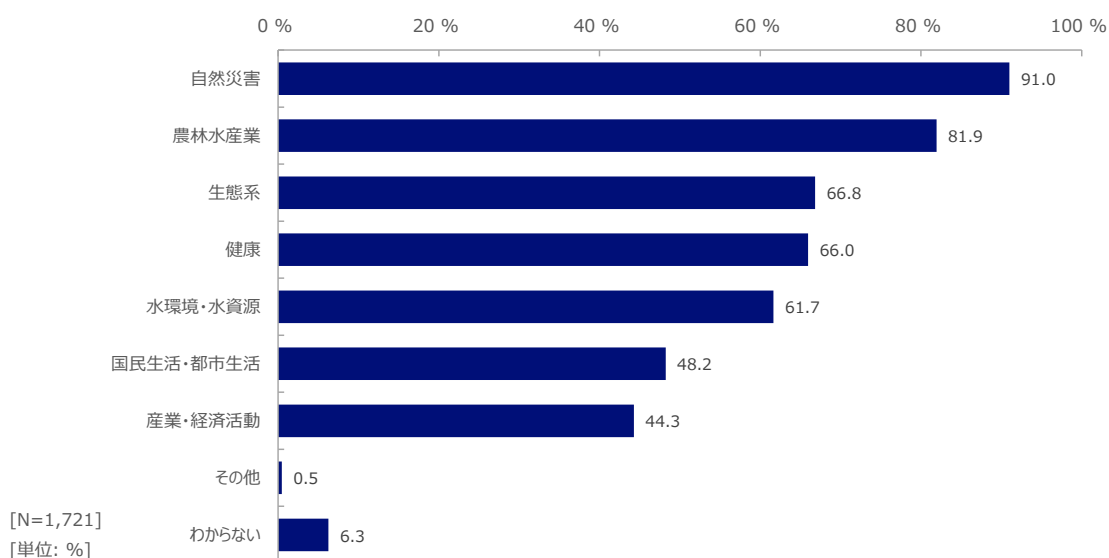
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	地熱発電	バイオマス発電	その他	合計
全体	188	84	49	51	55	34	214
比率	87.9	39.3	22.9	23.8	25.7	15.9	

### (3) 気候変動適応に関する取組状況 <Q3-3>

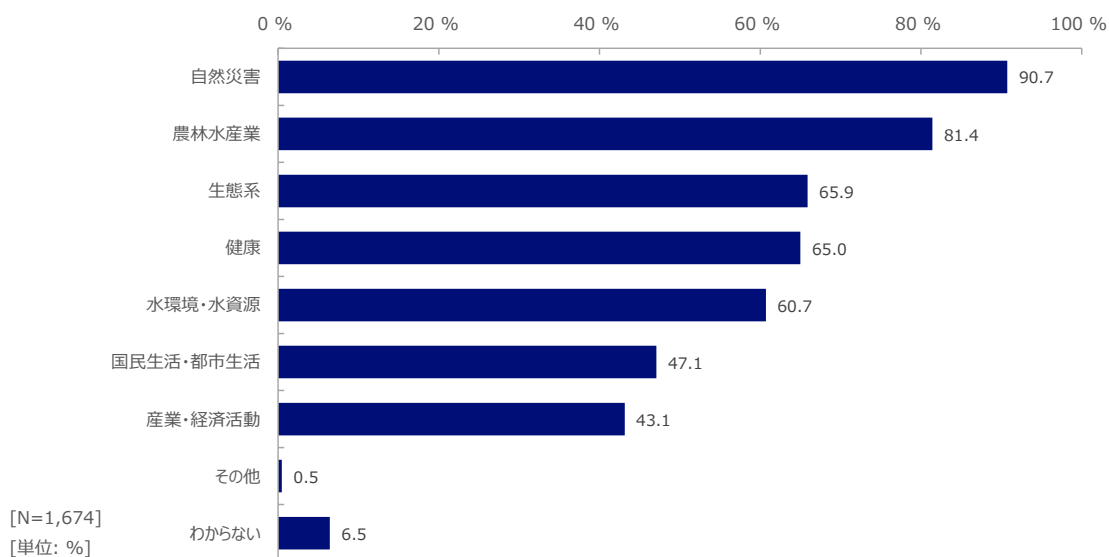
#### 1) 気候変動の影響が懸念される分野 <Q3-3(1)>

都道府県・市区町村において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害」(91.0%)が最も高く、次いで「農業水産業」(81.9%)、「生態系」(66.8%)と続く。

図表 190 気候変動の影響が懸念される分野



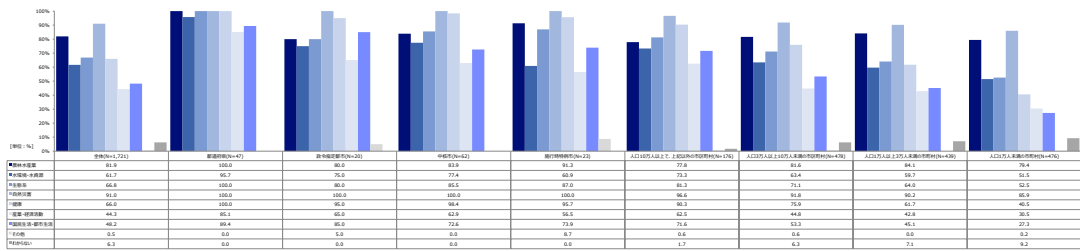
図表 191 気候変動の影響が懸念される分野【基礎自治体】





地方公共団体の区分別に見ると、気候変動の影響に対する懸念は、小規模な市区町村に比べ、都道府県や大規模な市区町村の方が全般的に大きい傾向がある。自然災害は共通して懸念事項となっており、市民生活への直接的な影響のあるものが、特に影響として懸念されている。

図表 192 気候変動の影響が懸念される分野【団体区分別】



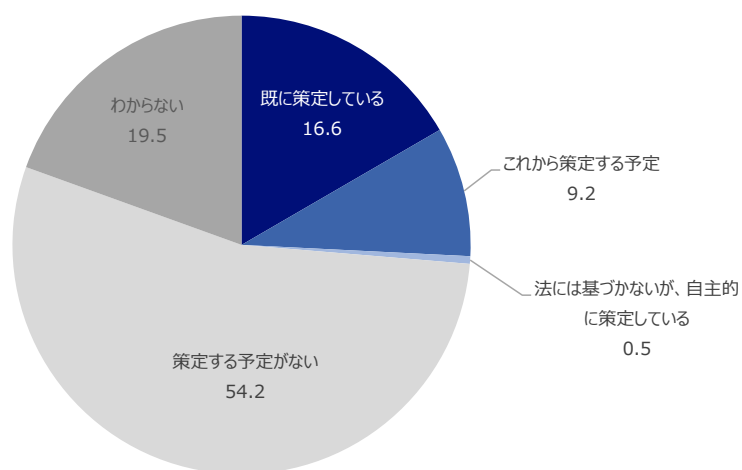
		農林水産業	環境・水資源	生態系	自然災害	健康	産業・経済活動	国民生活・都市生活	その他	わからない	合計
回答数	全体	1,410	1,061	1,150	1,566	1,135	762	830	8	108	1,721
	都道府県	47	45	47	47	47	40	42	0	0	47
	政令指定都市	16	15	16	20	19	13	17	1	0	20
	中核市	52	48	53	62	61	39	45	0	0	62
	移行時特別市	21	14	20	23	22	13	17	2	0	23
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	137	129	143	170	159	110	126	1	3	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	390	303	340	439	363	214	255	3	30	478
	人口1万人以上3万人未満の市町村	369	262	281	396	271	188	198	0	31	439
比率 (%)	全体(N=1,721)	81.9	61.7	66.8	91.0	66.0	44.3	48.2	0.5	6.3	
	都道府県(N=47)	100.0	95.7	100.0	100.0	100.0	85.1	89.4	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	75.0	80.0	100.0	95.0	65.0	85.0	5.0	0.0	
	中核市(N=62)	83.9	77.4	85.5	100.0	98.4	62.9	72.6	0.0	0.0	
	移行時特別市(N=23)	91.3	60.9	87.0	100.0	95.7	56.5	73.9	8.7	0.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=176)	77.8	73.3	81.3	96.6	90.3	62.5	71.6	0.6	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=478)	81.6	63.4	71.1	91.8	75.9	44.8	53.3	0.6	6.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	84.1	59.7	64.0	90.2	61.7	42.8	45.1	0.0	7.1	
人口1万人未満の市町村(N=476)	79.4	51.5	52.5	85.9	40.5	30.5	27.3	0.2	9.2		

## 2) 地域気候変動適応計画の策定状況 <Q3-3(2)>

都道府県・市区町村における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」(54.2%)が最も多い。

「わからない」(19.9%)、「既に策定している」(16.4%)、「これから策定する予定」(9.1%)、「法には基づかないが、自主的に策定している」(0.5%)と続く。

図表 193 地域気候変動適応計画の策定状況



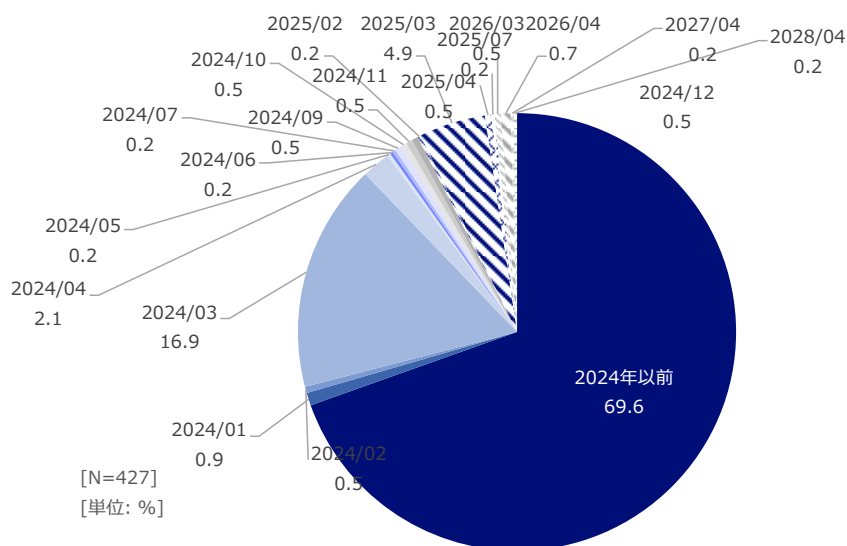
[N=1,683]  
[単位: %]



①策定年月

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画策定年月（予定も含む）としては、「2024年以前」（69.6%）が最も多い。

図表 194 地域気候変動適応計画の策定及び直近の改定年度



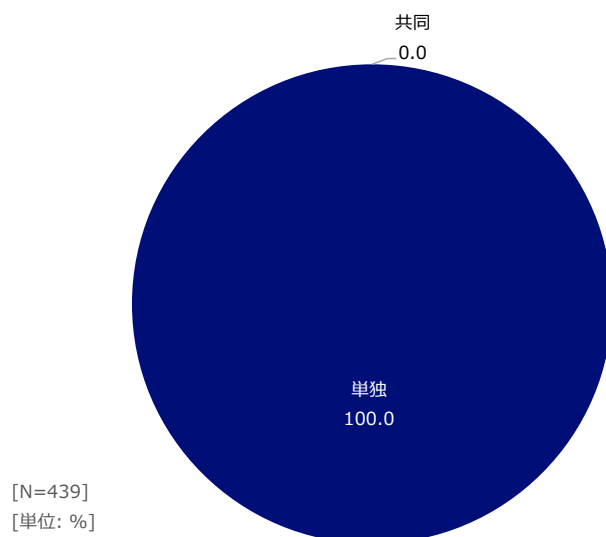
	2024年以前	2024/01	2024/02	2024/03	2024/04	2024/05	2024/06	2024/07	2024/09	2024/10
全体	297	4	2	72	9	1	1	1	2	2
比率	69.6	0.9	0.5	16.9	2.1	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5

	2024/11	2024/12	2025/02	2025/03	2025/04	2025/07	2026/03	2026/04	2027/04	2028/04	合計
全体	2	2	1	21	2	1	2	3	1	1	427
比率	0.5	0.5	0.2	4.9	0.5	0.2	0.5	0.7	0.2	0.2	

## ②策定実態

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の策定実態については、100%の団体が「単独」での計画策定と回答している。

図表 195 地域気候変動適応計画の策定実態

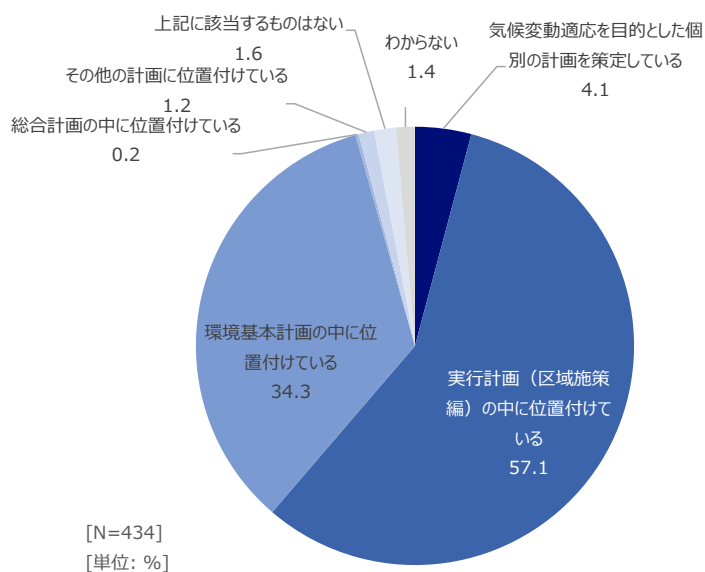


	単独	共同	合計
全体	439	0	439
比率	100.0	0.0	

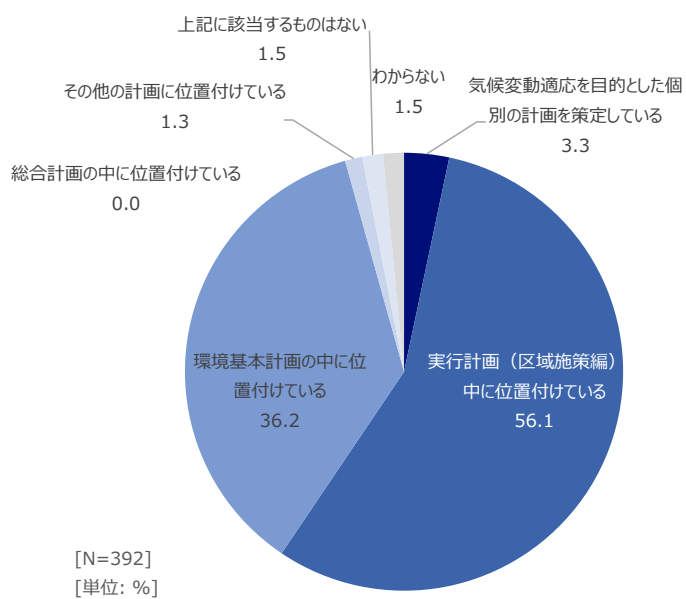
### ③計画の位置づけ

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「実行計画（区域施策編）の中に位置付けている」（57.1%）が最も多い。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も34.3%存在する。

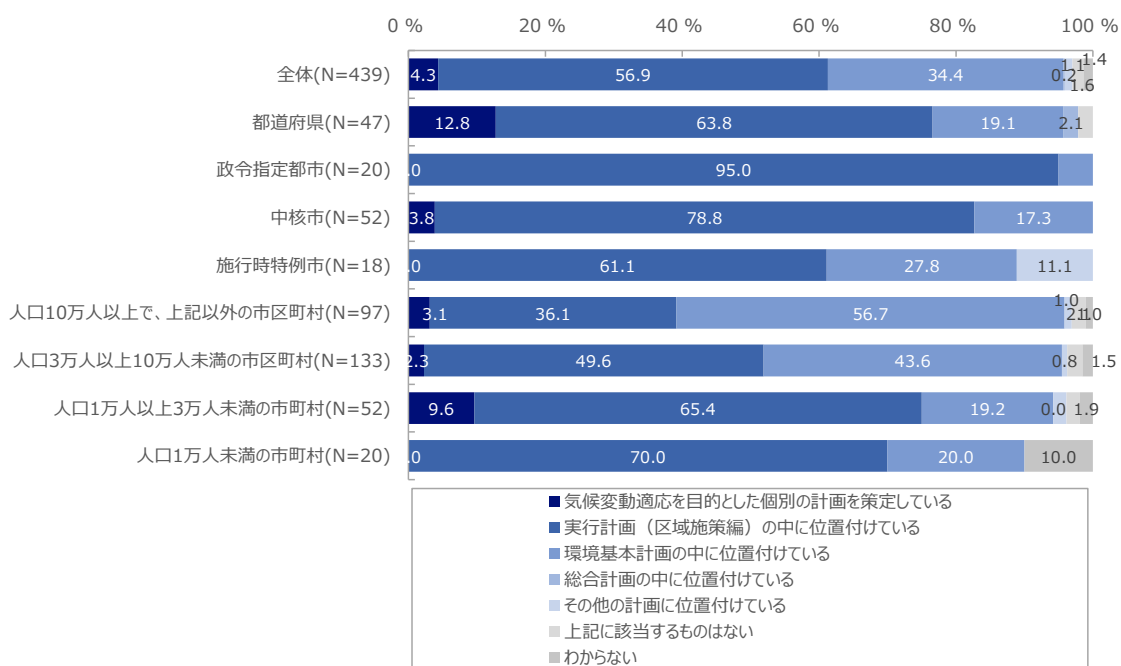
図表 196 地域気候変動適応計画の位置づけ



図表 197 地域気候変動適応計画の位置づけ【基礎自治体】



図表 198 地域気候変動適応計画の位置づけ【団体区分別】

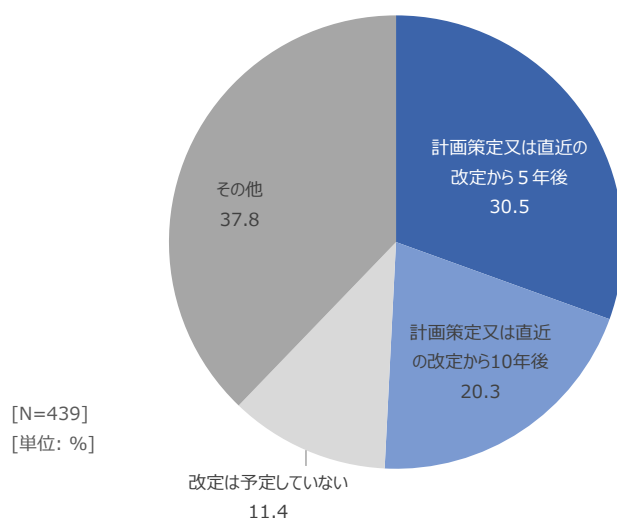


	気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している	実行計画（区域施策編）の中に位置付けている	環境基本計画の中に位置付けている	総合計画の中に位置付けている	その他の計画に位置付けている	上記に該当するものはない	わからない	合計
回答数								
全体	19	250	151	1	5	7	6	439
都道府県	6	30	9	1	0	1	0	47
政令指定都市	0	19	1	0	0	0	0	20
中核市	2	41	9	0	0	0	0	52
施行時特例市	0	11	5	0	2	0	0	18
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	35	55	0	1	2	1	97
人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	66	58	0	1	3	2	133
人口1万人以上3万人未満の市町村	5	34	10	0	1	1	1	52
人口1万人未満の市町村	0	14	4	0	0	0	2	20
比率 (%)								
全体(N=439)	4.3	56.9	34.4	0.2	1.1	1.6	1.4	
都道府県(N=47)	12.8	63.8	19.1	2.1	0.0	2.1	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	95.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=52)	3.8	78.8	17.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=18)	0.0	61.1	27.8	0.0	11.1	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=97)	3.1	36.1	56.7	0.0	1.0	2.1	1.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=133)	2.3	49.6	43.6	0.0	0.8	2.3	1.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=52)	9.6	65.4	19.2	0.0	1.9	1.9	1.9	
人口1万人未満の市町村(N=20)	0.0	70.0	20.0	0.0	0.0	0.0	10.0	

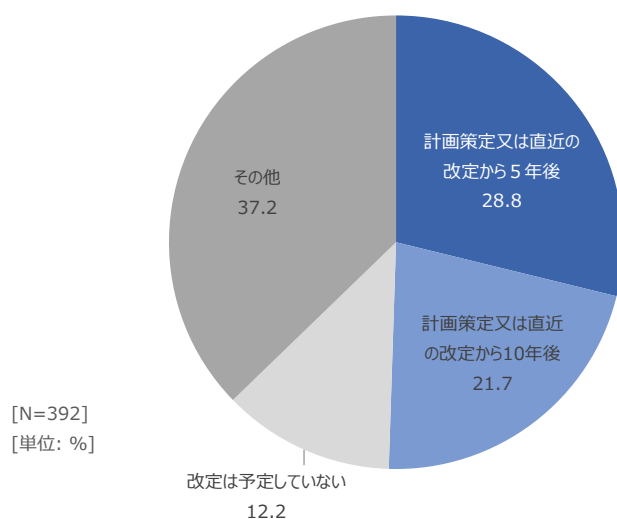
#### ④改定予定時期

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の改定予定年度は、「計画策定又は直近の改定から5年後」(30.5%)が最も多く、「計画策定又は直近の改定から10年後」(20.3%)と続く。

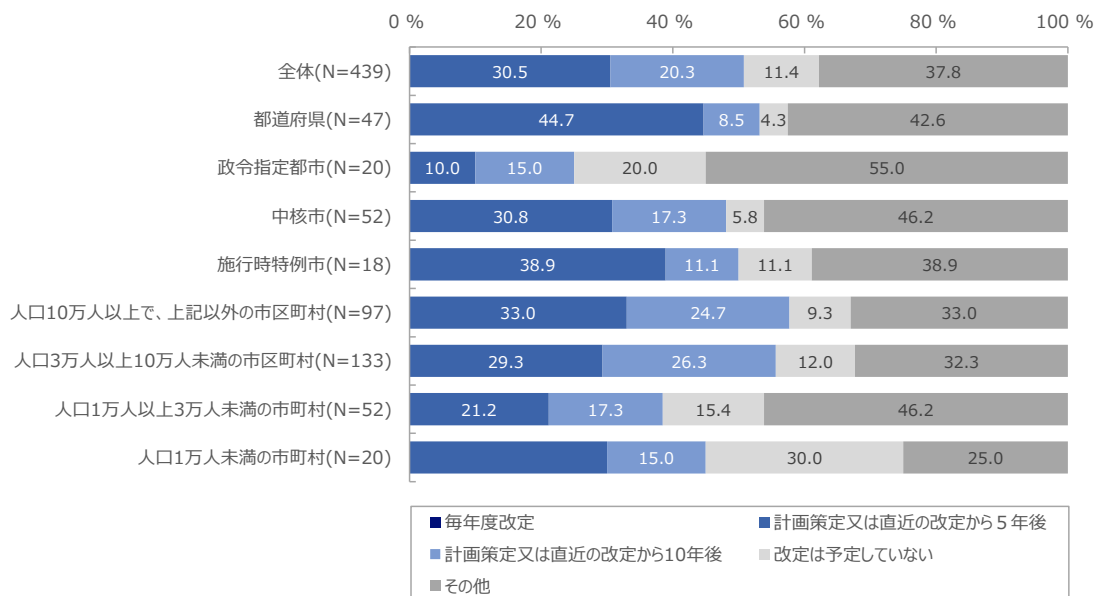
図表 199 地域気候変動適応計画の改定予定時期



図表 200 地域気候変動適応計画の改定予定時期【基礎自治体】



図表 201 地域気候変動適応計画の改定予定時期【団体区別】

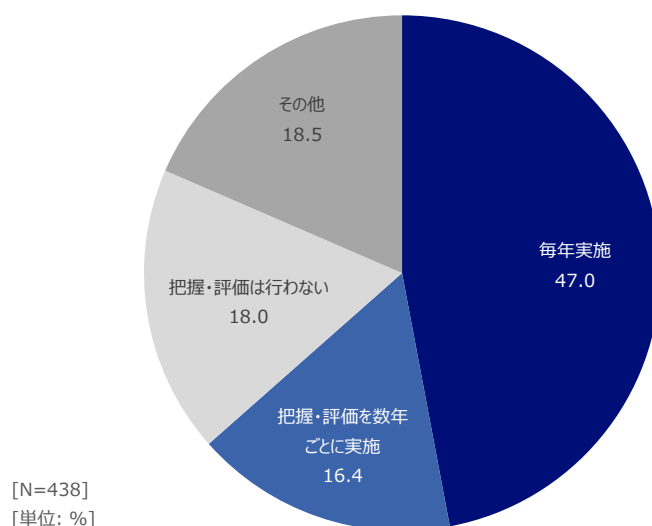


		毎年度改定	計画策定又は直近の改定から5年後	計画策定又は直近の改定から10年後	改定は予定していない	その他	合計
回答数	全体	0	134	89	50	166	439
	都道府県	0	21	4	2	20	47
	政令指定都市	0	2	3	4	11	20
	中核市	0	16	9	3	24	52
	施行時特例市	0	7	2	2	7	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	32	24	9	32	97
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	39	35	16	43	133
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	11	9	8	24	52
	人口1万人未満の市町村	0	6	3	6	5	20
比率 (%)	全体(N=439)	0.0	30.5	20.3	11.4	37.8	
	都道府県(N=47)	0.0	44.7	8.5	4.3	42.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	10.0	15.0	20.0	55.0	
	中核市(N=52)	0.0	30.8	17.3	5.8	46.2	
	施行時特例市(N=18)	0.0	38.9	11.1	11.1	38.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=97)	0.0	33.0	24.7	9.3	33.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=133)	0.0	29.3	26.3	12.0	32.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=52)	0.0	21.2	17.3	15.4	46.2	
	人口1万人未満の市町村(N=20)	0.0	30.0	15.0	30.0	25.0	

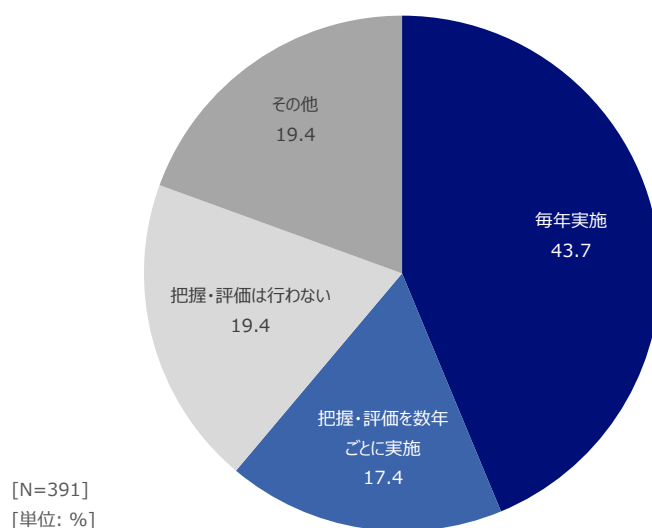
### ⑤計画の進捗状況の把握・評価の頻度

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、「毎年実施」(47.0%)が最も多く、「把握・評価を数年ごとに実施」(16.4%)と続く。

図表 202 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度

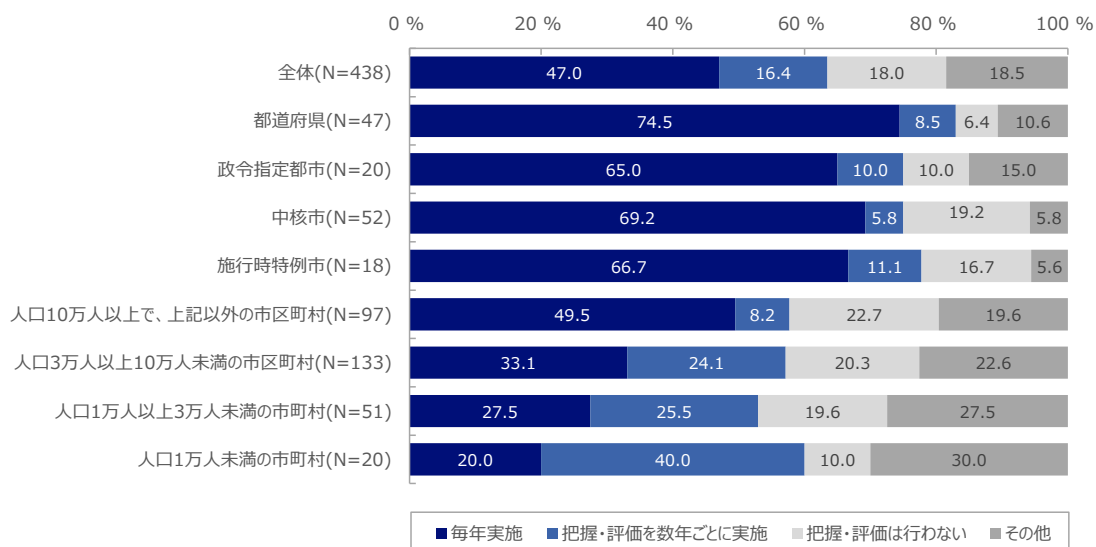


図表 203 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度  
【基礎自治体】





図表 204 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度  
【団体区分別】

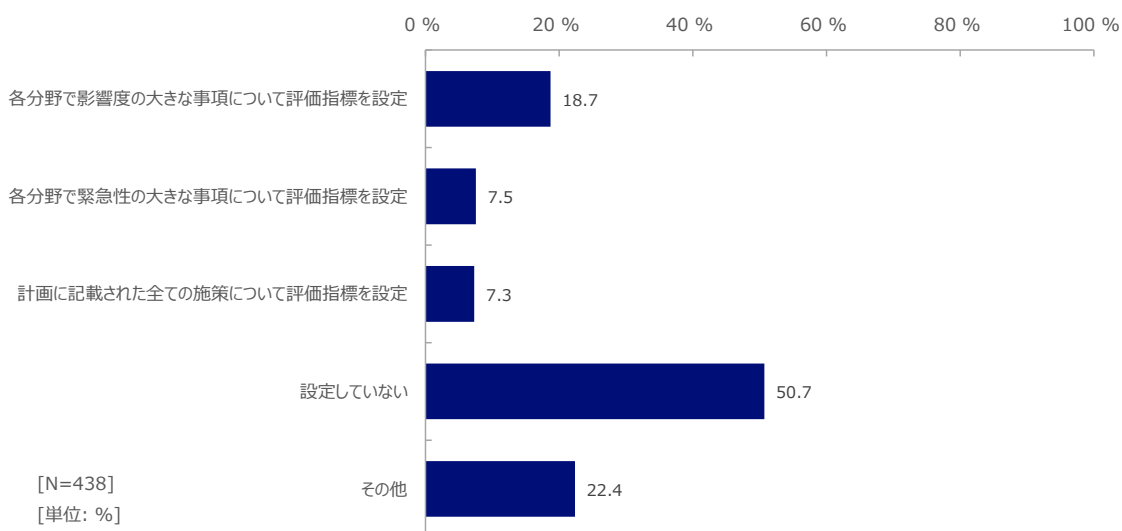


	毎年実施	把握・評価を数年ごとに実施	把握・評価は行わない	その他	合計
回答数					
全体	206	72	79	81	438
都道府県	35	4	3	5	47
政令指定都市	13	2	2	3	20
中核市	36	3	10	3	52
施行時特例市	12	2	3	1	18
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	48	8	22	19	97
人口3万人以上10万人未満の市区町村	44	32	27	30	133
人口1万人以上3万人未満の市町村	14	13	10	14	51
人口1万人未満の市町村	4	8	2	6	20
比率 (%)					
全体(N=438)	47.0	16.4	18.0	18.5	
都道府県(N=47)	74.5	8.5	6.4	10.6	
政令指定都市(N=20)	65.0	10.0	10.0	15.0	
中核市(N=52)	69.2	5.8	19.2	5.8	
施行時特例市(N=18)	66.7	11.1	16.7	5.6	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=97)	49.5	8.2	22.7	19.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=133)	33.1	24.1	20.3	22.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=51)	27.5	25.5	19.6	27.5	
人口1万人未満の市町村(N=20)	20.0	40.0	10.0	30.0	

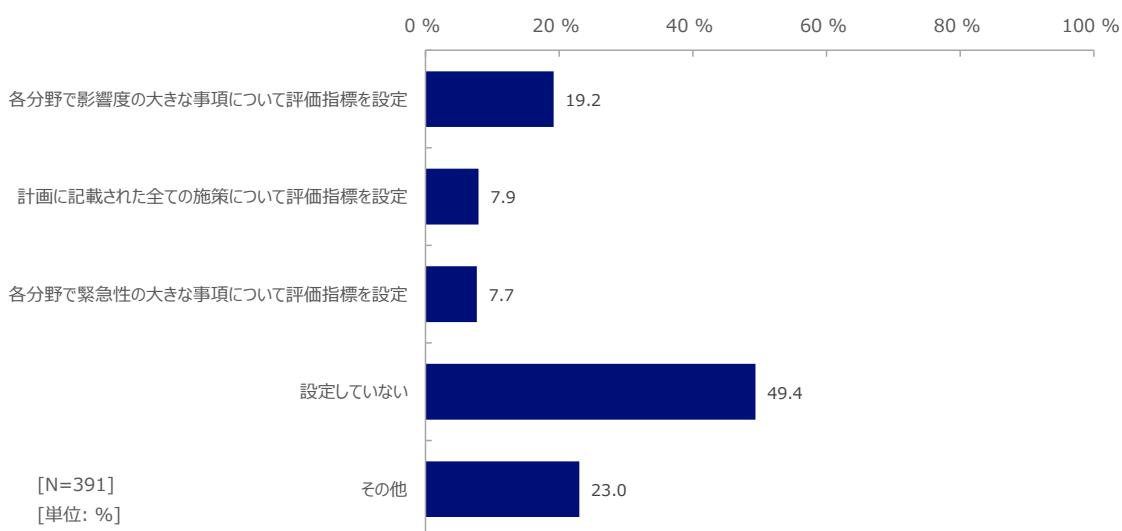
## ⑥評価指標

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の評価指標について、「各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定」（18.7%）が最も多く、「各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定」（7.5%）と続く。「設定していない」団体も50.7%存在している。

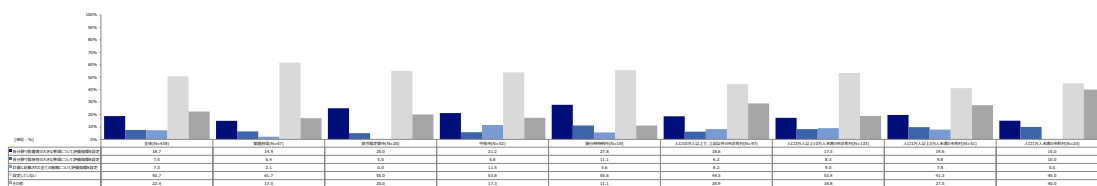
図表 205 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標



図表 206 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標【基礎自治体】



図表 207 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標【団体区分別】



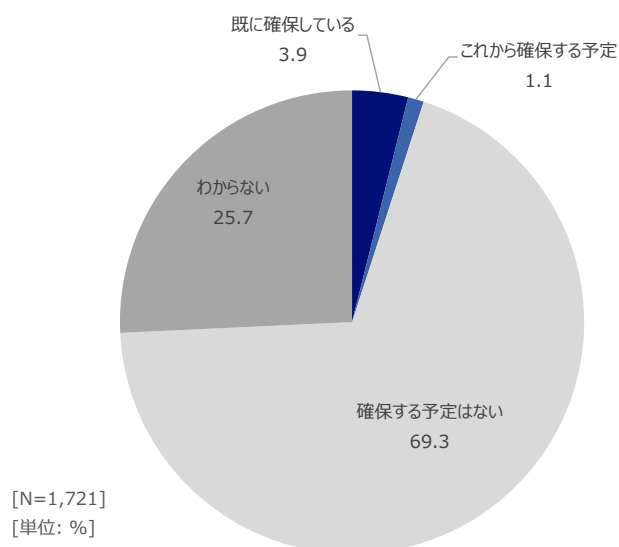
		各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	計画に記載された全ての施策について評価指標を設定	設定していない	その他	合計
回答数	全体	82	33	32	222	98	438
	都道府県	7	3	1	29	8	47
	政令指定都市	5	1	0	11	4	20
	中核市	11	3	6	28	9	52
	施行時特列市	5	2	1	10	2	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	6	8	43	28	97
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	23	11	12	71	25	133
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	5	4	21	14	51
	人口1万人未満の市町村	3	2	0	9	8	20
比率 (%)	全体(N=438)	18.7	7.5	7.3	50.7	22.4	
	都道府県(N=47)	14.9	6.4	2.1	61.7	17.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	0.0	55.0	20.0	
	中核市(N=52)	21.2	5.8	11.5	53.8	17.3	
	施行時特列市(N=18)	27.8	11.1	5.6	55.6	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=97)	18.6	6.2	8.2	44.3	28.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=133)	17.3	8.3	9.0	53.4	18.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=51)	19.6	9.8	7.8	41.2	27.5	
	人口1万人未満の市町村(N=20)	15.0	10.0	0.0	45.0	40.0	

### 3) 地域気候変動適応センターの確保状況 <Q3-3(3)>

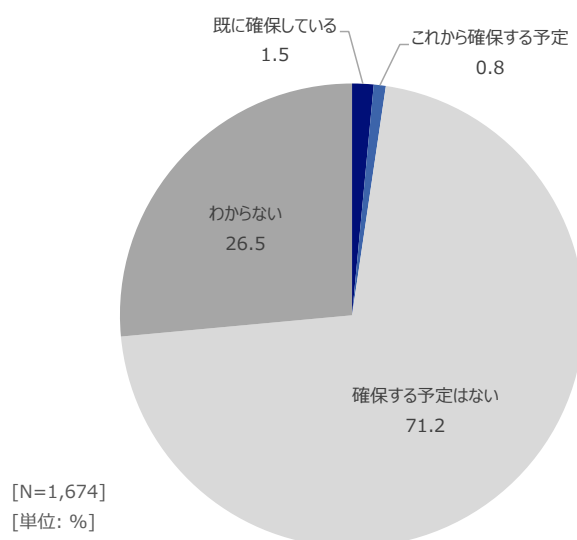
都道府県・市区町村における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」(69.3%)が最も多い。「既に確保している」(3.9%)、「これから確保する予定」(1.1%)と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県での検討が最も進んでおり、「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて97.9%を占めている。

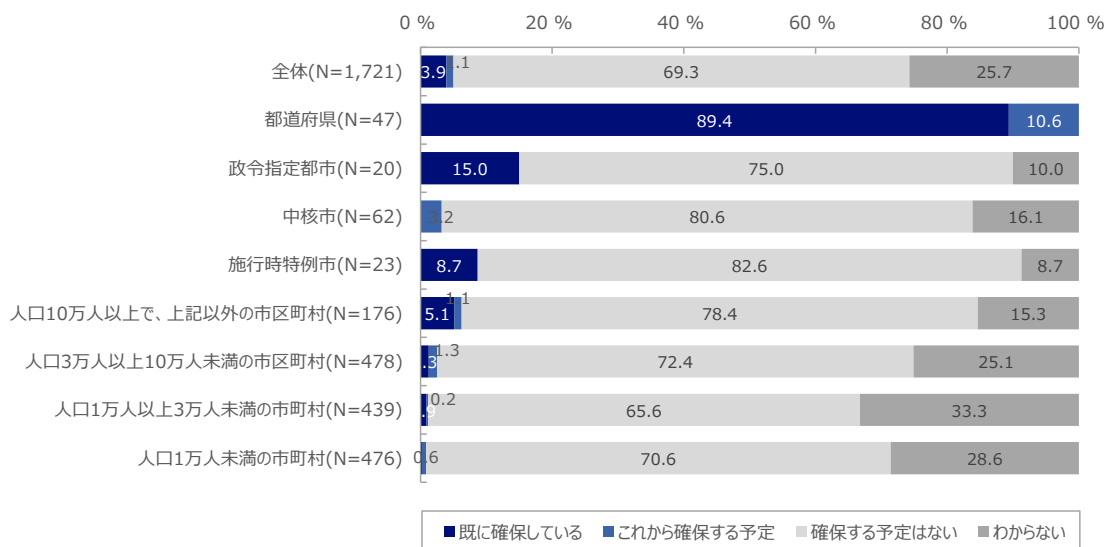
図表 208 地域気候変動適応センターの確保状況



図表 209 地域気候変動適応センターの確保状況【基礎自治体】



図表 210 地域気候変動適応センターの確保状況【団体区分別】

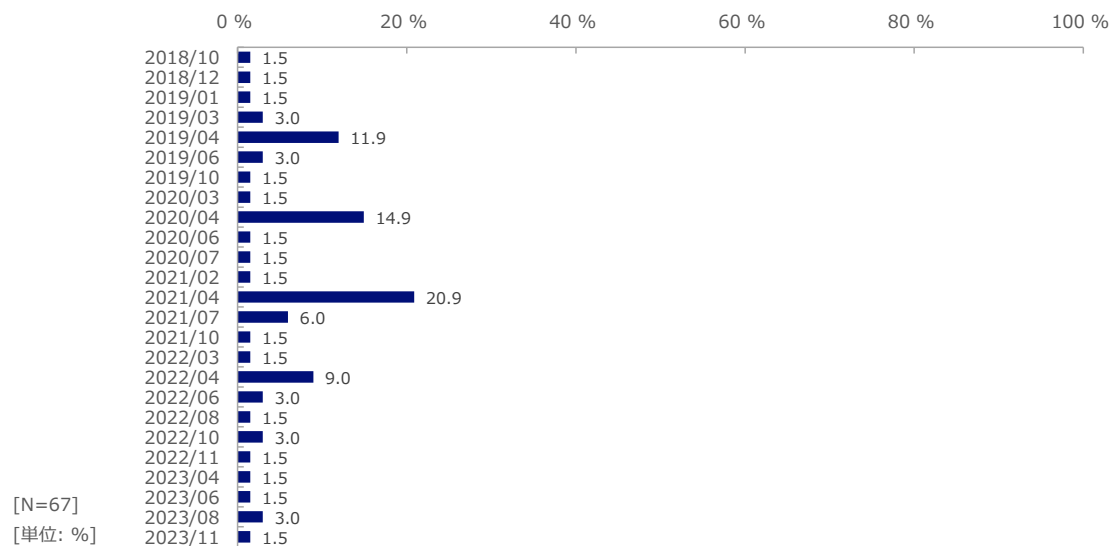


		既に確保している	これから確保する予定	確保する予定はない	わからない	合計
回答数	全体	67	19	1,192	443	1,721
	都道府県	42	5	0	0	47
	政令指定都市	3	0	15	2	20
	中核市	0	2	50	10	62
	施行時特例市	2	0	19	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	2	138	27	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	6	346	120	478
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	288	146	439
	人口1万人未満の市町村	1	3	336	136	476
比率 (%)	全体(N=1,721)	3.9	1.1	69.3	25.7	
	都道府県(N=47)	89.4	10.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	0.0	75.0	10.0	
	中核市(N=62)	0.0	3.2	80.6	16.1	
	施行時特例市(N=23)	8.7	0.0	82.6	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	5.1	1.1	78.4	15.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=478)	1.3	1.3	72.4	25.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.9	0.2	65.6	33.3	
	人口1万人未満の市町村(N=476)	0.6	0.6	70.6	28.6	

①確保年度

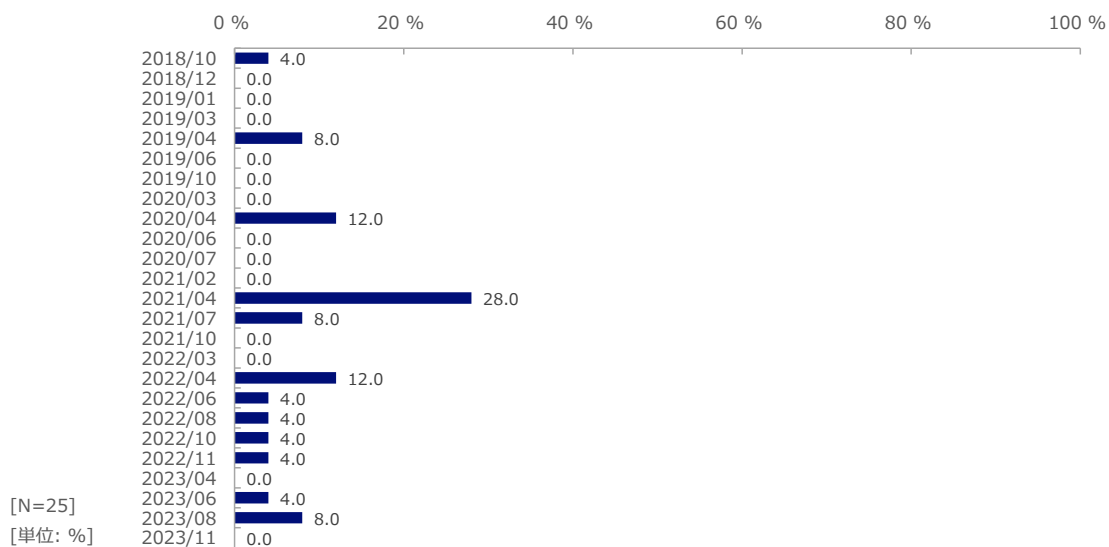
地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保年月は、「2021年4月」(20.9%)が最も多い。

図表 211 地域気候変動適応センターの確保年度



	2018/10	2018/12	2019/01	2019/03	2019/04	2019/06	2019/10	2020/03	2020/04	2020/06	2020/07	2021/02	2021/04
全体	1	1	1	2	8	2	1	1	10	1	1	1	14
比率	1.5	1.5	1.5	3.0	11.9	3.0	1.5	1.5	14.9	1.5	1.5	1.5	20.9
	2021/07	2021/10	2022/03	2022/04	2022/06	2022/08	2022/10	2022/11	2023/04	2023/06	2023/08	2023/11	合計
全体	4	1	1	6	2	1	2	1	1	1	2	1	67
比率	6.0	1.5	1.5	9.0	3.0	1.5	3.0	1.5	1.5	1.5	3.0	1.5	

図表 212 地域気候変動適応センターの確保年度【基礎自治体】



	2018/10	2018/12	2019/01	2019/03	2019/04	2019/06	2019/10	2020/03	2020/04	2020/06	2020/07	2021/02	2021/04
全体	1	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	7
比率	4.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	0.0	0.0	12.0	0.0	0.0	0.0	28.0

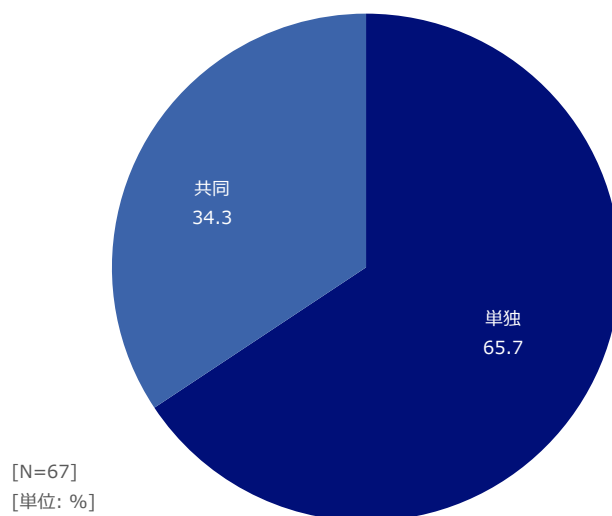
  

	2021/07	2021/10	2022/03	2022/04	2022/06	2022/08	2022/10	2022/11	2023/04	2023/06	2023/08	2023/11	合計
全体	2	0	0	3	1	1	1	1	0	1	2	0	25
比率	8.0	0.0	0.0	12.0	4.0	4.0	4.0	4.0	0.0	4.0	8.0	0.0	

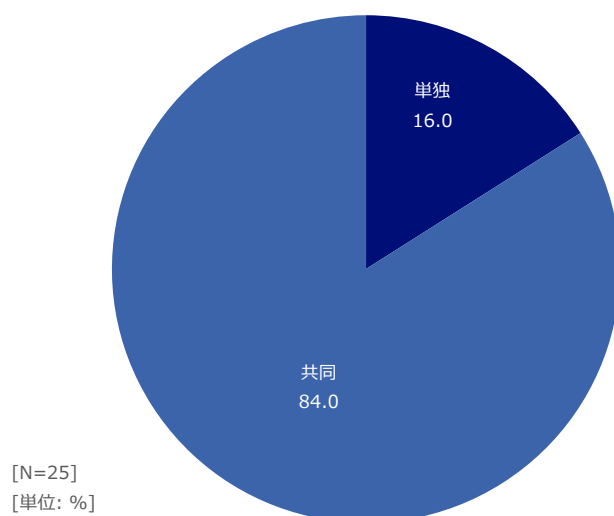
②確保形態

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保形態は、「単独」が 65.7%で、共同で確保している団体も 34.3%存在している。基礎自治体においては、単独で確保している団体よりも共同で確保している団体の割合が高い。

図表 213 地域気候変動適応センターの確保形態



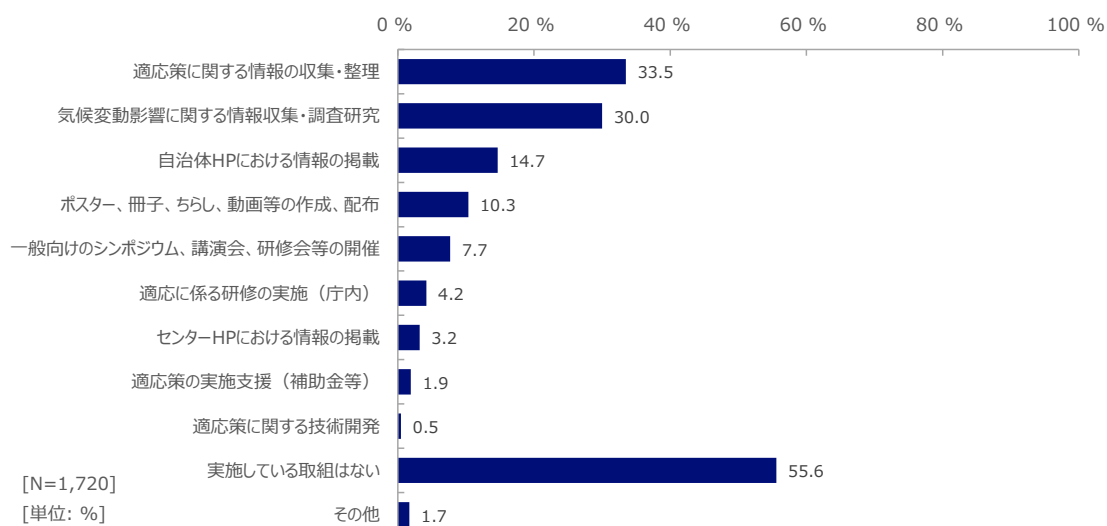
図表 214 地域気候変動適応センターの確保形態【基礎自治体】



4) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容  
<Q3-3(4)>

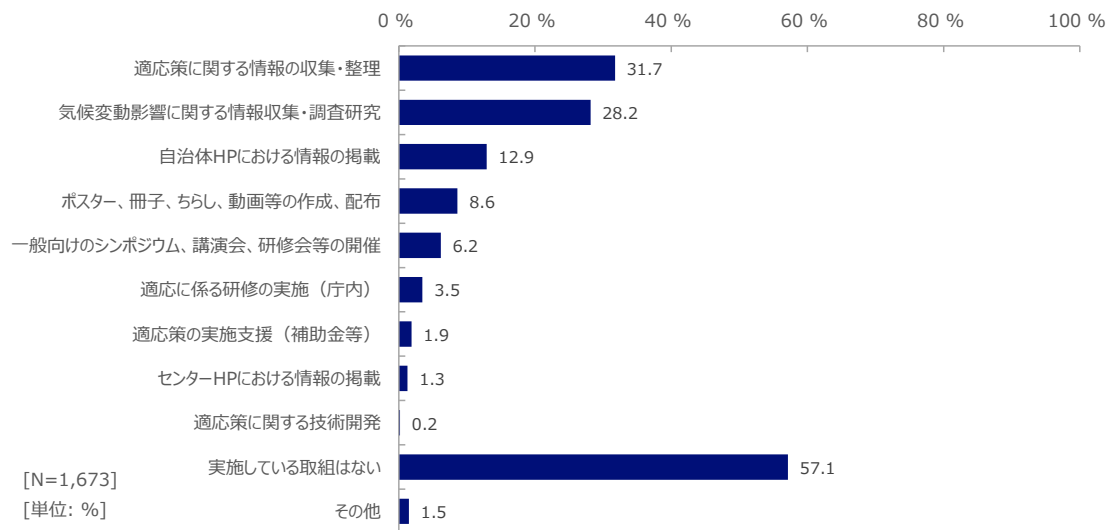
都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」(33.5%)が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」(30.0%)と続く。「実施している取組はない」団体は55.6%となっている。

図表 215 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

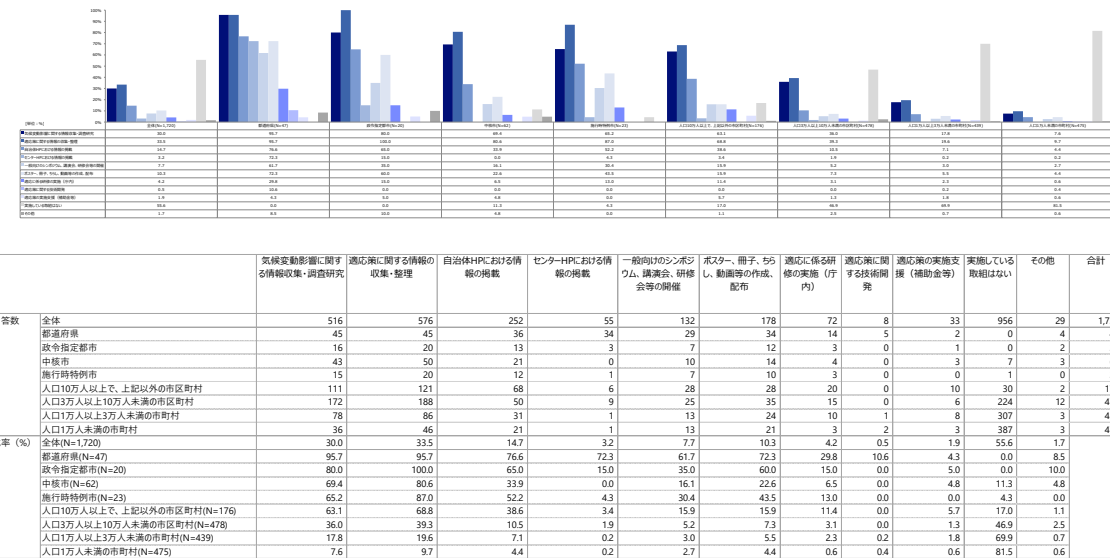




図表 216 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【基礎自治体】



図表 217 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【団体区分別】

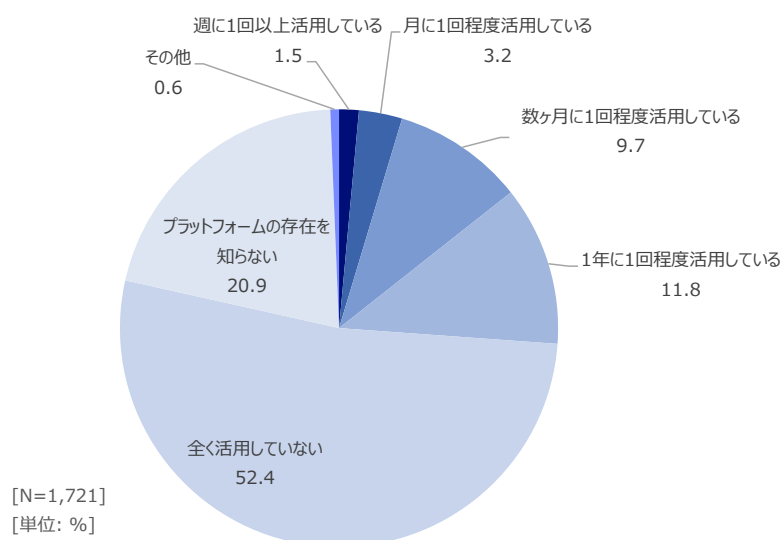


### 5) 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況 <Q3-3(5)>

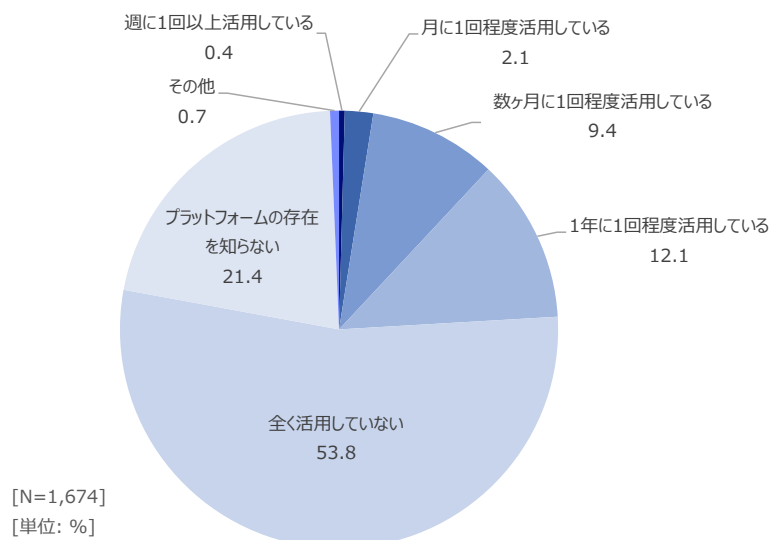
都道府県・市区町村における気候変動適応情報プラットフォームの活用状況について、「全く活用していない」(52.4%)、「プラットフォームの存在を知らない」(20.9%) 団体が合わせて約 80%となっている。活用している団体については、「数ヶ月に1回程度活用している」(9.7%)、「1年に1回程度活用している」(11.8%) 団体が多い。頻度を問わず活用している団体は全体で412団体(24.2%)となり、昨年度調査の343団体から69団体増加している。

地方公共団体の区分別に見ると、月に1回程度以上活用している団体が都道府県では80%以上、政令指定都市においては50%以上となっている。

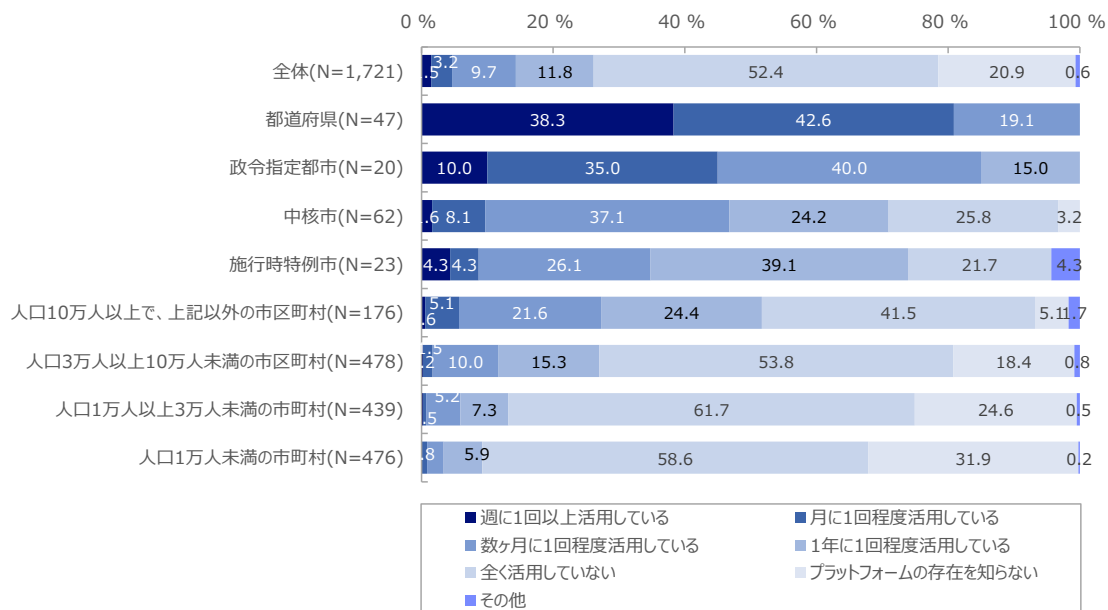
図表 218 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況



図表 219 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【基礎自治体】



図表 220 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【団体区分別】

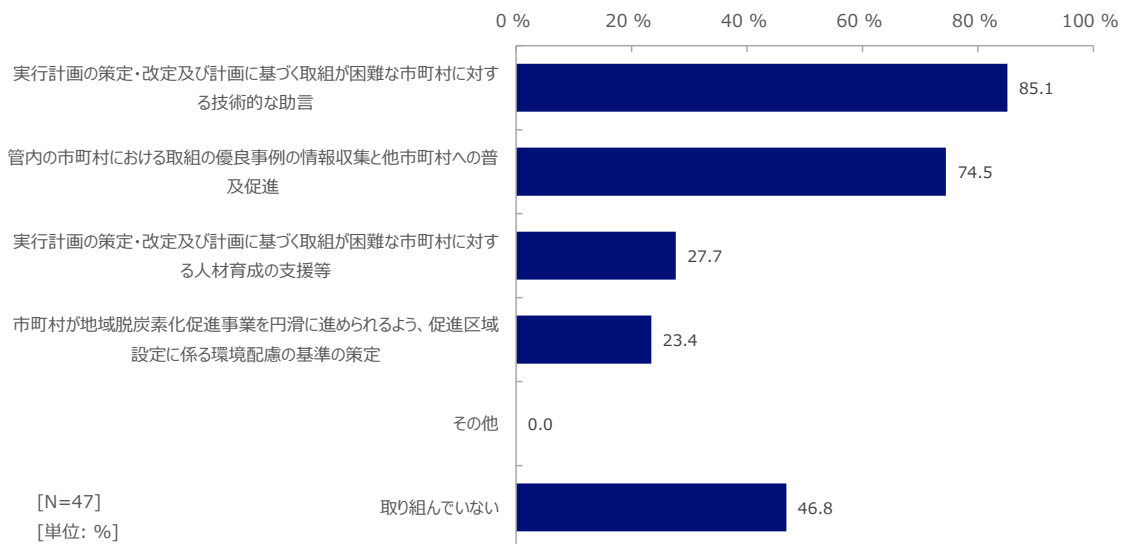


		週に1回以上活用している	月に1回程度活用している	数ヶ月に1回程度活用している	1年に1回程度活用している	全く活用していない	プラットフォームの存在を知らない	その他	合計
回答数	全体	25	55	167	203	901	359	11	1,721
	都道府県	18	20	9	0	0	0	0	47
	政令指定都市	2	7	8	3	0	0	0	20
	中核市	1	5	23	15	16	2	0	62
	施行時特別市	1	1	6	9	5	0	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	9	38	43	73	9	3	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	7	48	73	257	88	4	478
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	23	32	271	108	2	439
	人口1万人未満の市町村	0	4	12	28	279	152	1	476
	比率 (%)	全体(N=1,721)	1.5	3.2	9.7	11.8	52.4	20.9	0.6
都道府県(N=47)		38.3	42.6	19.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)		10.0	35.0	40.0	15.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)		1.6	8.1	37.1	24.2	25.8	3.2	0.0	
施行時特別市(N=23)		4.3	4.3	26.1	39.1	21.7	0.0	4.3	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)		0.6	5.1	21.6	24.4	41.5	5.1	1.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=478)		0.2	1.5	10.0	15.3	53.8	18.4	0.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)		0.2	0.5	7.3	5.2	61.7	24.6	0.5	
人口1万人未満の市町村(N=476)		0.0	0.8	2.5	5.9	58.6	31.9	0.2	

#### (4) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q3-4>

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(85.1%)が最も高く、次いで「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他市町村への普及促進」(74.5%)、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等」(27.7%)と続く。

図表 221 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの



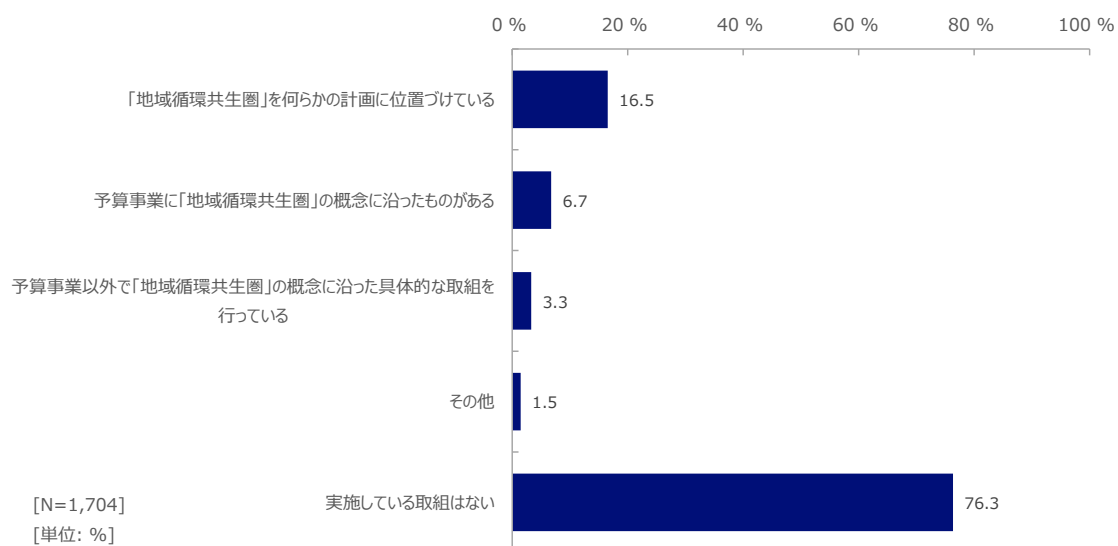
	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準の策定	その他	取り組んでいない	合計
全体	35	40	13	11	0	22	47
比率 (%)	74.5	85.1	27.7	23.4	0.0	46.8	

## (5) 「地域循環共生圏」に関する取組状況<Q3-5>

### 1) 地域循環共生圏に関する取組の具体的内容

具体的な取組としては、「地域循環共生圏」を何らかの計画に位置づけている」(16.5%)が最も高く、次いで「予算事業に「地域循環共生圏」の概念に沿ったものがある」(6.7%)、「予算事業以外で「地域循環共生圏」の概念に沿った具体的な取組を行っている」(3.3%)と続く。

図表 222 地域循環共生圏に関する取組内容

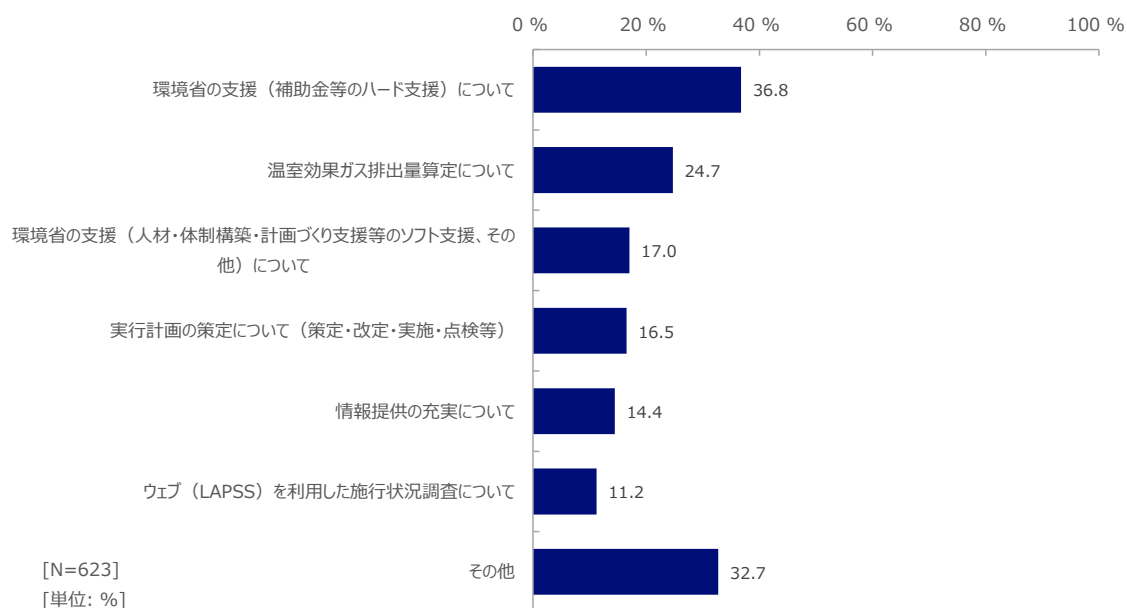


## 5. 意見・要望

### (1) 環境省に対する意見、要望 <Q4-1>

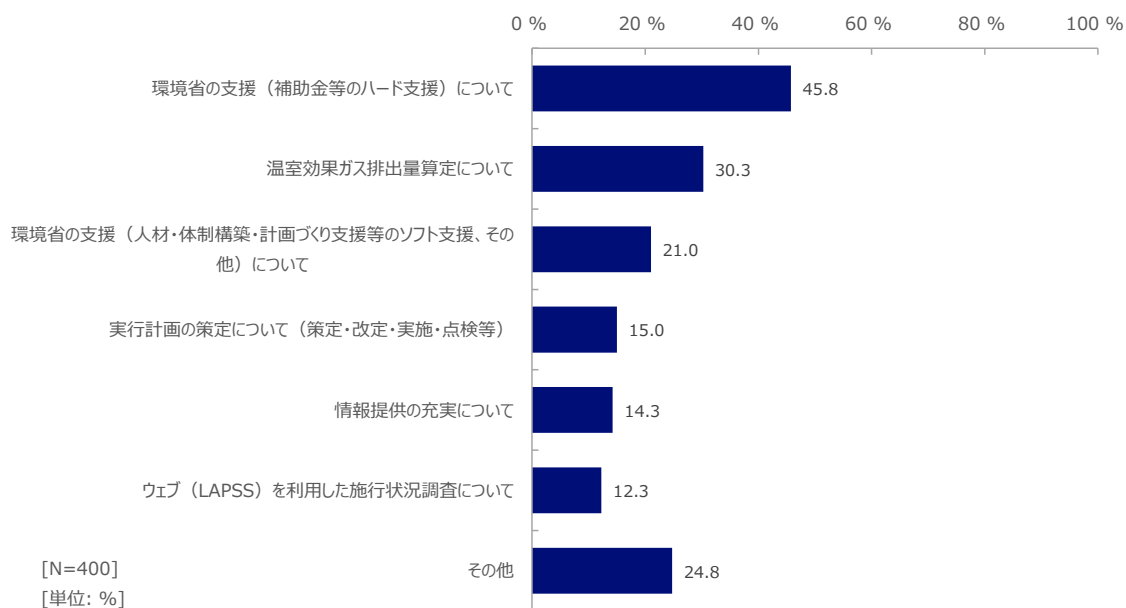
回答団体全体における環境省に対する意見・要望としては、「環境省の支援（補助金等のハード支援）について」（36.8%）が最も高く、次いで「温室効果ガス排出量算定について」（24.7%）、「環境省の支援（人材・体制構築・計画づくり支援等のソフト支援、その他）について」（17.0%）と続く。

図表 223 環境省に対する意見・要望



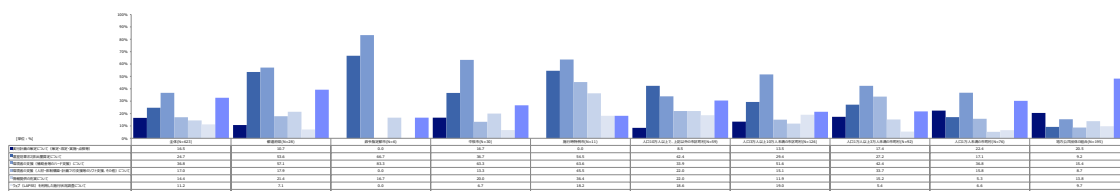
基礎自治体における環境省に対する意見・要望としては、「環境省の支援（補助金等のハード支援）について」（45.8%）が最も高く、次いで「温室効果ガス排出量算定について」（30.3%）、「環境省の支援（人材・体制構築・計画づくり支援等のソフト支援、その他）について」（21.0%）と続く。

図表 224 環境省に対する意見・要望【基礎自治体】



地方公共団体の区別に見ると、都道府県や大規模な市では「温室効果ガス排出量算定について」や「環境省の支援（補助金等のハード支援）について」を選択した割合が高い。小規模な市区町村や地方公共団体の組合では、「特に意見・要望は無い」が大半を占める。

図表 225 環境省に対する意見・要望【団体区分別】



		実行計画の策定について (策定・改定・実施・点検等)	温室効果ガス排出量 算定について	環境省の支援（補助 金等のハード支援）に ついて	環境省の支援（人 材・体制構築・計画づ くり支援等のソフト支 援、その他）について	情報提供の充実に ついて	ウェブ（LAPSS）を 利用した施行状況 調査について	その他	合計
回答数	全体	103	154	229	106	90	70	204	623
	都道府県	3	15	16	5	6	2	11	28
	政令指定都市	0	4	5	0	1	0	1	6
	中核市	5	11	19	4	6	2	8	30
	施行時特例市	0	6	7	5	4	2	2	11
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	25	20	13	13	11	18	59
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	37	65	19	15	24	27	126
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	25	39	31	14	5	20	92
	人口1万人未満の市町村	17	13	28	12	4	5	23	76
	地方公共団体の組合	40	18	30	17	27	19	94	195
比率（%）	全体(N=623)	16.5	24.7	36.8	17.0	14.4	11.2	32.7	
	都道府県(N=28)	10.7	53.6	57.1	17.9	21.4	7.1	39.3	
	政令指定都市(N=6)	0.0	66.7	83.3	0.0	16.7	0.0	16.7	
	中核市(N=30)	16.7	36.7	63.3	13.3	20.0	6.7	26.7	
	施行時特例市(N=11)	0.0	54.5	63.6	45.5	36.4	18.2	18.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=59)	8.5	42.4	33.9	22.0	22.0	18.6	30.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=126)	13.5	29.4	51.6	15.1	11.9	19.0	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=92)	17.4	27.2	42.4	33.7	15.2	5.4	21.7	
	人口1万人未満の市町村(N=76)	22.4	17.1	36.8	15.8	5.3	6.6	30.3	
	地方公共団体の組合(N=195)	20.5	9.2	15.4	8.7	13.8	9.7	48.2	